

データ, プラットフォームと競争法 Data, platforms and competition law

Simon VANDE WALLE

Case handler DG Competition, European Commission

30 March 2018



ご注意

本報告の内容は個人的見解であり、欧州委員会および競争総局(DG Comp)の見解ではありません。



報告内容

- 1) データとプラットフォーム
- 2) 競争法分析におけるデータやプラットフォームの位置付け: そ の例
- 3) 結論



データと競争法 = 新しいトピックではない

- 2008年: Google / DoubleClick事件、TomTom / Tele Atlas
 事件
- 2012年: アルムニア委員によるスピーチ ("Competition and personal data protection")
- 2014年: Facebook / WhatsApp事件
- 2016年: ベステアー委員によるスピーチ; 企業結合の届出基準の 見直しに関する意見募集; Microsoft / LinkedIn事件



データをどのように見るか

• アウトプットとしてのデータ

◆ インプット/資産としてのデータ

● 貨幣としてのデータ / 品質としてのデータ保護



ビッグデータに関するベステアー委員の発言

"[…] 企業は、他者の競争を阻害するような形でデータを用いてはならない。

しかしこれは、大量のデータを保有すること、それ自体が問題というものではない。

結局のところ、ビッグデータのポイントは、データが"ビッグ"でなければならないことだ。正しい解析ツールがあれば、小さなデータセットから発見できないパターンを、大きなデータセットからは発見できる。われわれは、企業がそのようなデータを収集することを断念させようとするものではない。

- Brussels, 29 September 2016 ("Big Data and Competition")



プラットフォームをどのように見るか

- しばしば二面市場であり、一方の市場ではデータで "支払い(paying)"をなす (例: グーグル検索, Facebook)
- 新規参入者にとって参入手段になり得る
- しかし支配的地位を維持する可能性もある:
 - ネットワーク効果 / ティッピング
 - シングルホームかマルチホームか?
 - プレインストールされているか?



他の法領域との関連:データ

- C-238/08 Asnef-Equifax, para. 63 (2006):
 "個人データに関する問題それ自体は、競争法に関する問題ではなく、データ保護の関連規定に基づき解決されるべきものである"
- 一般データ保護規則(GDPR)
 - 施行: 2018年5月25日
 - データポータビリティ → 競争促進



他の法領域との関連:プラットフォーム

- オンラインプラットフォームと単一デジタル市場に関するコミュニケーション (2016年5月)
- プラットフォームとそれを利用する事業者との取引関係における公正さの問題
 - 2017年秋: 意見募集
 - 2018年第2四半期: 立法提案の予定

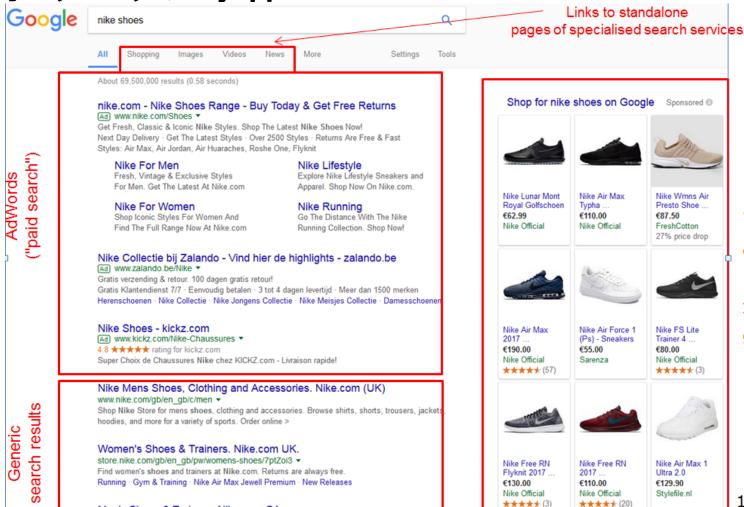


具体例の検討



例: グーグル事件

Men's Shoes & Trainers, Nike.com CA.



19

Google Shopping

search results

Specialised



例:一般検索におけるグーグルの支配的地位

- 市場シェア
- 参入および供給拡大への障壁
 - 必要投資額の大きさ
 - 検索が増える → 利用者の行動の変化を素早く知る → アルゴリズムを素早く改善 → 検索結果の向上
 - 検索が増える → 「検索数のすくないワード(tail queries)」にも対応可能
 - プラットフォームの二面市場(一般検索とオンライン広告)間には正のフィードバック効果が存在:利用者が増える → オンライン広告が売上につながるチャンスが増大 → サーチエンジンは広告料を引き上げることができる → さらなる投資資金
- マルチホームはまれ
 - マルチホームのユーザーは少数である
 - ブランドカ
- 需要者からの競争圧力は不十分



例: Microsoft / LinkedIn事件

- MicrosoftによるLinkedInの買収: 2016年12月に条件付承認
- 水平的な効果:
 - オンライン広告に利用されるデータの統合: Microsoftが有するデータ + LinkedInが有するデータ → 問題なし
 - オンライン広告に利用可能なユーザーデータはなお大量に存在しており、参入障壁を高めることがない(新規参入者、既存競争者に利用可能なデータはなお大量に存在)
 - オンライン広告市場における当事会社の地位は小さなものにすぎない:
- 垂直的な効果:
 - LinkedInの有するデータは、機械学習/AIを通じたCRMソフトウェアの機能改善に、重要な投入物となるか?
 - 問題なし
- 混合的な効果(コングロマリット効果):
 - Windows/OfficeとLinkedInの抱き合わせ = OS(Windows)および (Office)における強固な地位をてことして、LinkedInの競争者を排除?
 - → LinkedInの利用者が増える + ネットワーク効果 → 競争者への影響
 - → 選択し得るサービスの減少, プライバシーの保護水準(競争上の重要なパラメーター)の低下
 - 問題解消措置



例: データへのアクセス拒否

調査中: 顧客の同意にもかかわらず、口座データへのアクセスを認めない反競争的行為を、銀行が行なっていたのではないか?

European Commission - Fact Sheet

Antitrust: Commission confirms unannounced inspections concerning access to bank account information by competing services

Brussels, 6 October 2017

The European Commission can confirm that on 3 October 2017 its officials carried out unannounced inspections in a few Member States concerning online access to bank account information by competing service providers.



結論

- ▶ 競争法はデジタル経済に対応可能な柔軟性を有する
- ➤ ビッグデータとプラットフォームは、競争法の執行において新 しい課題を提示
 - ◆ (より)変化の早い市場
 - ◆ 技術的複雑さ